

令和元年度第2回清瀬市廃棄物減量等推進審議会（要旨）

日 時：令和元年11月1日（金） 午前2時30分～

場 所：清瀬市役所 4階 第2委員会室

出席委員 石井会長、尾崎副会長、芦澤委員、恩田委員、金子委員、加藤委員、阿久津委員、濱野委員、有戸委員、大槻委員、織田委員（11名）

欠席委員 小糸委員、小畑委員、林委員（3名）

会議次第

1. 開 会
2. 事務局より報告
3. 議 題
 - (1) 会議録（要旨）について
 - (2) 「清瀬市家庭ごみ収集体系及びごみ処理手数料の見直し」に係る市民説明会の質疑応答について
 - (3) その他
4. 閉 会

配布資料

- ・ 資料1 令和元年度第1回清瀬市廃棄物減量等推進審議会（要旨）（事前配布）
- ・ 資料2 令和元年度第2回清瀬市廃棄物減量等推進審議会次第
- ・ 資料3 「清瀬市家庭ごみ収集体系及びごみ処理手数料の見直し」に係る市民説明会の質疑応答（事前送付）
- ・ 資料4 清瀬市家庭ごみ収集体系及びごみ処理手数料の見直し実施計画

審議経過

- 1 開会
- 2 事務局より報告

事務局より今回の審議会の公開の有無について説明。審議会委員内で審議をした結果、今回の審議会是非公開となった。また次回以降は清瀬市廃棄物減量等推進審議会傍聴に伴う要領（令和元年12月1日施行）に基づき、公開の有無を決定することを確認。
- 3 議題
 - (1) 会議録（要旨）について

【事務局】

配布資料『令和元年度第1回清瀬市廃棄物減量等推進審議会（要旨）』について内

容を説明。

【委員長】

ご指摘等がないようなので、委員の承認を得たこととさせていただきます。

(2) 「清瀬市家庭ごみ収集体系及びごみ処理手数料の見直し」に係る市民説明会の質疑応答について

【事務局】

事務局より下記の内容を説明

① 市民説明会において多く出た質問とそれに対する市の見解を説明

- ・手数料改定と戸別収集の実施時期と今後の流れについて
- ・手数料の金額の根拠について
- ・戸別収集の実施理由と実施方法について
- ・今後の収集日程について
- ・鳥獣対策について
- ・市民周知について
- ・指定収集袋について
- ・集合住宅について
- ・ごみ集積所について
- ・市長諮問・答申について
- ・廃棄物減量等推進審議会について
- ・他市との比較・均衡について

② 市民説明会で出た市民からの要望で取り入れた内容について説明

- ・ペットボトルの収集の際の袋の範囲を拡大
- ・差額券について1枚からの販売対応(特定場所限定)
- ・集合住宅向けへのサービス拡大について
- ・指定収集袋の1枚からの販売(特定場所限定)

【委員長】

事務局より説明がありました。何かご意見等のある方はいらっしゃいますか。

【委員】

この資料には全ての質問や意見が載っているのでしょうか。

【事務局】

市では質問頻度が高かったものについて検討すると回答した内容をこちらに記載しております。

【委員】

私も説明会に二度参加しました。最終処分場についての説明がありますが、5年前に視察をした際には、まだ埋め立てのスペースはあるという説明を受け、実際に見てもまだ余裕があると当時は感じました。

【事務局】

最終処分場は平成18年からエコセメント化により可燃ごみの灰の埋め立ては行っていません。直近では不燃の埋め立てもなくなりました。ただしエコセメント化を継続して行うことが出来るかは設備等の問題もあり、現在構成団体にて対応を考えているところです。現在まだ埋め立てのスペースはありますが、埋め立てが再開し全て埋まった場合、次の処分場の場所等の問題があり厳しいのが現状です。

【委員】

市民の方はそういった問題ではなく、戸別収集をするための手数料改正だと思っている方も多いと思います。

【事務局】

説明会においても手数料の改正については現在の経費を基にして手数料の適正化が必要であり、戸別収集の実施の為ではないことを説明しています。

【委員】

そういった点を丁寧に住民へ説明を行わないと、まだ最終処分場に余裕があるのではないかという勘違いが生まれる可能性があります。

【事務局】

引き続き最終処分場の現状について、説明に努めていきます。

【委員】

エコセメントは普通のセメントより費用がかかると聞きます。

【委員】

エコセメントに限らず、ごみのリサイクルには通常よりコストがかかります。エコセメントを例にとると、検査などが必要であり、通常よりも1工程多くなります。

【委員】

市民の方にもごみの処理・リサイクルには費用がかかるという認識をもって戴く必要がありますね。

【事務局】

今後エコセメント化を続けられるのかは施設等にもよりますが、引き続き構成団体と協議していきます。

【委員長】

他に何かご意見等ある方いらっしゃいますか。

【委員】

市民説明会についてですが、私は中清戸の説明会に参加をしました。参加人数は少なく、興味がある人しか説明を聞きにこないと感じました。手数料が倍になっても減量してごみを減らす努力をすれば月あたりの負担増はそれほど増えないということをもっと周知する必要があると思います。また、ばら売り対応などが出来ればよりいいと思います。

【事務局】

市主催としては14回開催で、のべ270人に参加戴いています。ご依頼があつて開催したものは31回開催でのべ431人に参加戴きました。またばら売りに関しては公共施設等で実施する予定です。

【委員】

説明会では戸別収集をするための値上げと勘違いされている人がまだ多くいると感じます。継続的な周知で勘違いを解く必要があると思います。

【委員】

4割が戸建て住宅、6割が集合住宅ということで、なぜ少ない割合の方のために戸別収集するのかをとということもあり、戸別収集の意義が問われていることも理由の一つだと思います。

【委員】

現状に即した収集運搬経費に伴う手数料の変更について、資料だけだと読み取れないのかもしれないかもしれません。

【委員】

新座市と所沢市が無料だから余計反発があると思います。

【事務局】

説明会の際に戸別収集のための値上げではない点、最終処分場の違いの問題で埼玉県とは事情が異なる点はお話しておりますが、今後も継続して周知をして参ります。

【委員】

誰がごみを多く出しているのかが目に見えていることが、ごみの有料化です。無料の自治体も結局ほかの税収で費用を賄っています。戸別収集と有料化によってごみを出す人と出さない人がはっきりし、実施してない場合はごみを多く出す人も出さない人も同じ経費負担を強いられるということです。戸別収集を実施した自治体がある後、収集体系を戻すことがないということからも効果があるといえます。

【委員】

中間処理側からの視点で見ると戸別収集は非常にメリットがあります。ごみの分別のレベルアップによって、機械の故障を招くような物が混入する確率は下がるからです。もちろん経費は上がりますが、ごみの量の減少により、将来的な負担金が下がることにも繋がります。

【委員】

高齢化が進めば、一人暮らしでごみを運べない人も増えてきます。戸別収集はそういった対策にもなるため、未来を見据えた決断ともいえます。

【委員長】

ありがとうございます。他に意見がある方はいらっしゃいますか。

【委員】

先ほど少し集合住宅の話が出ましたが、集合住宅への取組についても審議会で考える必要があると思います。

【委員】

集合住宅には戸建て住宅に比べて逆に何曜日でも出すことが出来るというメリットもあります。

【事務局】

他自治体も同じように戸別収集をやっているので、引き続き納得いただけるよう進めて参ります。

【委員長】

差額券の問題などもありますが、その点についてご意見等ある方はいらっしゃいますか。

【委員】

差額券に対応する労力も作成費もかかるので期間を設けた方がいいと思います。

【委員】

期間を設けてしまうと買いだめ等の袋が余ってしまう問題等が出ます。

【委員】

では例えば、指定収集袋を2枚使って排出してもらうというのはどうでしょうか。

【事務局】

収集時に2枚重なっているかどうかを判断するのは、時間等を考えると実現は難しいと考えています。

【委員】

基本的には6月までに使い切ることを前提としているのだからそれほど数が出ないのではないのでしょうか。

【委員】

その点もそうですが、差額券をどこに貼るかという問題があります。

【事務局】

基本的には6月までに現行の指定収集袋は使い切ってもらうことは前提としています。しかし今回の増税のタイミングでも値段が変わらないにも関わらず、指定収集袋の販売枚数は増えています。そういった勘違いから来年も買いだめに走る方もいらっしゃるかもしれません。そのため期間を設けるのは慎重に判断すべきだと考えます。

【委員】

市民の方が混乱しないよう、差額券に関する周知の徹底をお願いします。

【事務局】

条例改正が可決された場合、すみやかに市報や販売店等での周知を行っていく予定です。

4 その他

【事務局】

清瀬市家庭ごみ収集体系及びごみ処理手数料の見直し実施計画について説明会での質疑応答を受けて変更した点を説明。

- ・ ペットボトルの収集の際の袋の範囲を拡大
- ・ 差額券について1枚からの販売対応(特定場所限定)
- ・ 集合住宅向けへのサービス拡大について
- ・ 指定収集袋の1枚からの販売(特定場所限定)

【委員長】

ありがとうございました。ご意見やご質問ある方いらっしゃいますか。

【委員】

条例改正までのスケジュールに変更はありますか。

【事務局】

変更はございません。

【委員長】

他にご意見等ある方いらっしゃいますか。もしなければ予定時刻を過ぎていきますので、今回の審議会は終了となります。

【委員】

ありません。

【委員長】

では今回はここまでとなります。次回は12月議会が終了し、条例改正の可否が決定後の開催予定です。それでは本日もありがとうございました。